



泰阜村 空き家活用補助金制度の手引き



泰阜村では空き家や、空き家が建っている土地を活用して定住したい方を支援しています。制度のご利用を希望される方は、まずご相談ください。

	解体したい	改修したい
制度趣旨	空き家を解体したあと新築住宅を建てて定住する場合に解体費用の一部を補助	空き家を改修して定住する場合に改修費用の一部を補助
補助金額	10分の8（上限400万円） うち支障木伐採経費2分の1（上限50万円）	10分の8（上限100万円） うち支障木伐採経費2分の1（上限50万円）
補助対象経費	住宅の新築等の支障となる空き家や付帯施設の解体、支障木の伐採、残置物の各撤去費用	空き家の改修、残置物の撤去、支障木伐採の各費用
補助対象空き家	<ul style="list-style-type: none"> ・泰阜村内にあること ・個人が所有していること ・2親等以内の方が所有していないこと ※所有者本人が申請する場合は2親等以内で売買・譲渡・相続をしていないこと 	
	空き家となって3年以上経過	空き家となって1年以上経過
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の所有者、または所有者から委任を受けた方等 ※所有者本人が申請する場合は所有者移転登記日から1年以内に申請 ・50歳未満の方 ・地域活動にできる限り参加できる方 	
	新築後3年以上住むこと	改修後5年以上住むこと
申請時期	事業開始の14日前までに申請 ※予算には限りがありますので、申請期限に関わらずできるだけお早めにご相談ください。	
申請時に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（様式第1号） ・位置図または配置図 ・完納証明書 ・所有者の戸籍謄本（相続人の確認が必要な場合のみ） ・その他村長が必要と認めるもの 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の登記事項証明書 ・新築住宅の計画図 ・解体に係る見積書 	<ul style="list-style-type: none"> ・改修に係る見積書

この他に空き家に関する情報を常時収集し、所有者の承諾がある物件を活用希望者にご紹介しています。詳細は下記担当までお問い合わせください。

